



IFRS第17号に基づく 期中財務報告の選択

home.kpmg/ifrs

—
2021年4月



IFRS 第17号に 基づく 期中財務 報告の 選択

論点

新しい保険会計基準(IFRS第17号)により、期中財務報告を作成する企業は、**会計方針の選択**(報告日ごとに過去の期中財務諸表で行った会計上の見積りの取扱いを**年度累計への洗替(YTD)法**で変更するか、または各期中報告期間を個別の報告期間として扱う**期間ごとの切放(PTP)法**を適用するか)をする必要があります。

影響

企業の会計方針の選択は、**財務実績の報告とその開示に影響を及ぼす可能性があります**。**YTD法**の場合、年間財務実績は、報告日現在までに行った見積りの取扱いを反映します。**PTP法**の場合、各期中報告期間に報告された実績の合計です。この選択は、**システム設計、プロセス及び統制**に影響を及ぼします。

次の ステップ

企業は、**財務報告、システム、プロセス及び統制に対する潜在的な影響を評価するために行動すべき**です。事前準備により、潜在的な複雑性に対処し、内部リソースと利害関係者の期待に対処するための時間をより多く確保できます。

はじめに

当初認識

保険契約グループについて認識される負債（または資産）は、当初認識時及び事後測定時に、以下の合計として測定されます。

- **履行キャッシュフロー** – 企業が契約を履行するにつれて生じると予想されるキャッシュフローの現在の価値の、リスク調整後の、明示的で、偏りのない、確率加重した見積り
- **CSM** – 企業がサービスを提供するにつれて純損益に認識する未稼得の利益を表す金額

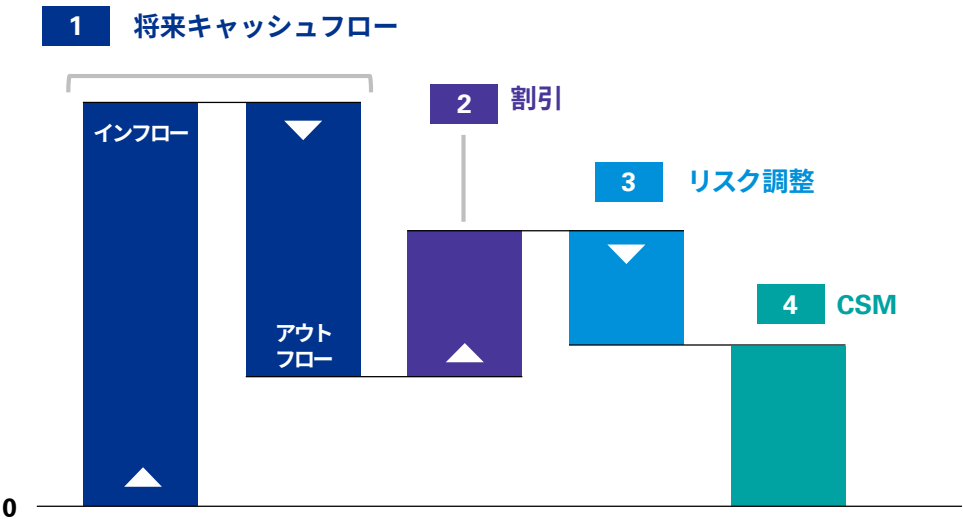
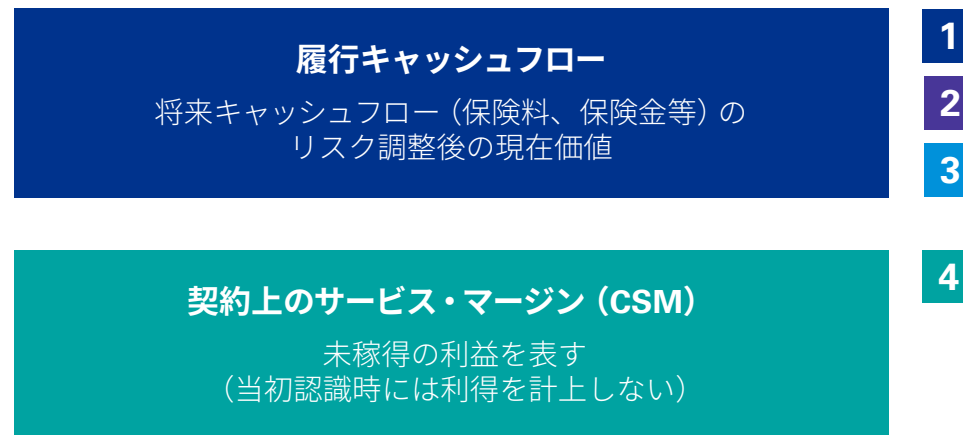
事後測定

各報告期間の末日における履行キャッシュフローを測定することにより、以下の場合には、**純損益に実績調整**を計上する可能性があります。

- 現在の測定が過去の見積りと異なる。
- その差異が現在または過去のサービスに関連している。

このような差異が将来のサービスに関連している場合には、**CSMを修正する**可能性があります。

収益性のある契約の主な構成要素



注：上記の各構成要素の規模及び向きは、事実及び状況によって異なります。

会計方針の選択

IAS第34号「期中財務報告」では、見積りの変更の影響は、以下のように処理されます。

- 当期に反映される。
- 過去の年度または期中報告期間の実績の再計算は不要。

年間実績の測定は、原則として企業の財務報告の頻度（年次、半期、四半期）の影響を受けず、期中及び年次財務諸表で報告される金額は、年度累計で測定されます。

企業がIFRS第17号B137項を適用し、IAS第34号に基づき期中財務報告を公表している場合には、以下に記載されている会計方針を選択し、発行した保険契約及び保有している再保険契約のすべてのグループに一貫して適用します。

会計方針の選択の概要



YTD法

各報告日において、過去の期中財務諸表で行った見積りの取扱いは無視する。

必要に応じて、年度累計ベースで計算した最新の見積りに置き換える。最終報告期間は、過去の期中財務諸表における取扱いからの変更を反映している。

年間財務実績は、年次報告期間全体を反映している。

PTP法

過去の期中財務諸表における見積りの取扱いの変更は行わない。

各期中報告期間を個別の報告期間として扱う（例：実績調整及び将来のサービスに関する変更を識別する）。

年間財務実績は、各期中報告期間に報告された実績の合計である。

会計方針の選択の設例

A 企業A – 年次報告のみ

設例

- 企業Aは、年次財務諸表のみを公表している。
- 1年目の期首時点では、CSMが50の契約グループを有している。
- CSMは、2年間にわたり定額法で(すなわち、年に25ずつ)解放することを見込んでいる。1年目の末日現在、2年目に追加の保険金請求30が発生すると見込んでいる。
- 単純化のために、割引率は0%である。

実績の説明

- 企業Aは、1年目の末日現在のCSMを次のように見積っている。

期首のCSM	50
将来の保険金請求の見積りの変更	(30)
期末のCSM (収益への配分前)	20

- 企業Aは、このCSM20を2年間にわたり解放するため、1年目には10、2年目には10を認識する。年間ベースでは、これはYTD法を適用する期中財務報告の作成者と同じ結果となる。

B 企業B – YTD法

設例

- 企業Bは、中間財務諸表を公表している以外は、企業Aと同様である。

実績の説明

- 上半期では、企業Bは、CSM12.5(すなわち、半期ごとに50/4)を解放している。
- 下半期の末日現在、企業Bは次の通期の実績に基づいて新規のCSMを計算している。

上半期の期首のCSM	50
将来の保険金請求の見積りの変更	(30)
期末のCSM (収益への配分前)	20

- 企業Bは、このCSM20を2年間にわたり(すなわち、年に10ずつ)解放する。上半期には12.5を解放しているため、下半期にはCSMの解放を2.5まで修正(すなわち、 $(12.5)+10=(2.5)$)する。この結果、下半期の保険収益はマイナスとなる。
- これは、年間ベースでは、年次報告のみを行う企業Aと同じ結果である。

会計方針の選択の設例 (続き)

C 企業C – PTP法

設例

- 企業Cは、中間財務諸表を公表している。
- 1年目の期首時点では、CSMが50の契約グループを有している。
- 企業Cは、CSMを2年間にわたり定額法で（すなわち、半期ごとに12.5（50/4）ずつ）解放することを見込んでいる。下半期には、2年目に追加の保険金請求30が発生すると見込んでいる。

実績の説明

- 企業Cは、上半期のCSMの解放12.5を変更しない。
- 下半期には、CSMを以下のように修正する。

上半期の期首のCSM	50
上半期のCSMの解放	(12.5)
将来の保険金請求の見積りの変更	(30)
期末のCSM（収益への配分前）	7.5

- 企業Cは、修正したCSM7.5を残りの3半期間にわたり定額法で（すなわち、半期ごとに2.5ずつ）解放する。

実績の比較

	CSMの解放から認識した 保険収益			1年目の末日現在の 貸借対照表 残存するCSM
	上半期	下半期	1年目	
企業A – 年次報告のみ	-	-	10	10
企業B – YTD法	12.5	(2.5)	10	10
企業C – PTP法	12.5	2.5	15	5



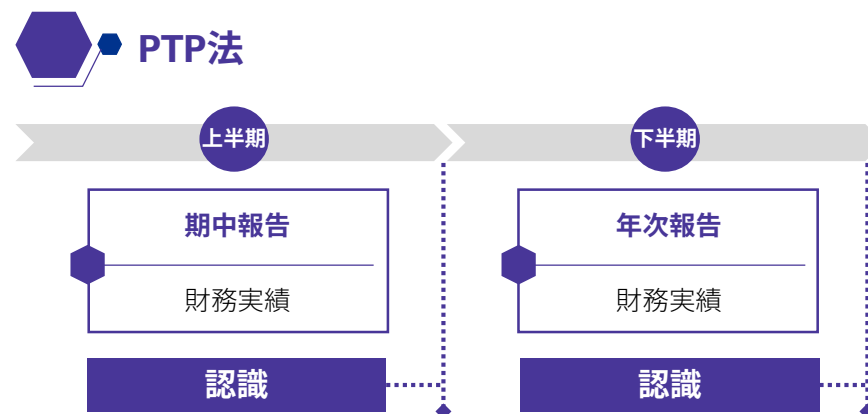
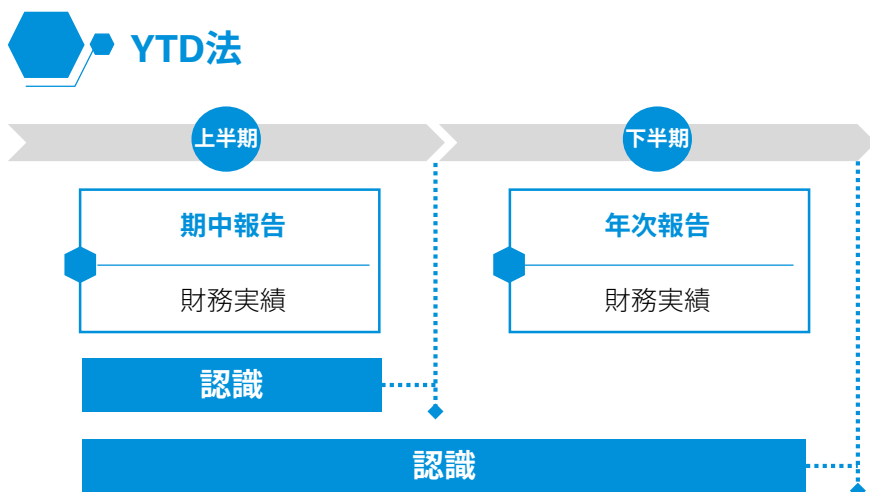
会計方針の選択の適用

YTD法及びPTP法の適用方法

YTD法の場合、期首の見積りと比較した当期中のサービスに関連するキャッシュフローの見積りの変更は、その見積りが過去の期中報告日に更新されていた場合にも、実績調整として純損益に含まれます。

将来のサービスに関連するキャッシュフローの見積りの変更は、(契約グループが不利である場合を除き) 当該期中報告期間におけるCSMの修正とみなされます。過去の期中財務諸表は、修正再表示されません。ただし、将来の財務諸表において、見積りの取扱いが変更される場合があります。

PTP法の場合、将来のサービスに関連するキャッシュフローの見積りの変更は、(契約グループが不利である場合を除き) 変更が行われた期中報告期間におけるCSMの修正とみなされます。見積りの取扱いは、将来の財務諸表において変更されることはありません。



影響

報告数値

- **YTD法**の場合、年度累計のCSMの解放が各報告期間に再計算されるため、CSMの解放の分析がより複雑になる可能性があります。
- **PTP法**の場合、報告されるCSMは期中報告の頻度の影響を受けます。**YTD法**の場合、報告されるCSMは企業の年次報告で報告されるCSMと同じです。
- **PTP法**を適用している企業と**YTD法**を適用している企業との間でCSM及び年間財務実績を比較することは、特に報告期間中に会計上の見積りが変更された場合には、困難になります。

移行へのアプローチ

- 修正遡及アプローチ(MRA)を適用し、**PTP法**を選択した企業は、移行時に救済措置を利用できます。**YTD法**の場合、報告される金額は期中報告の頻度の影響を受けないため、このような救済措置は不要です。

財務諸表における開示

- 重要な見積りの変更には、企業が**YTD法**または**PTP法**のいずれを適用しているかにかかわらず、IAS第34号に基づく特定の開示要件が適用されます。
- IAS第34号の修正はないものの、IFRS第17号の新規定により、開示の修正が必要となる可能性があります(10ページを参照)。

会計システム及びプロセス

- IFRS第17号では、一部の子会社が個別の期中財務諸表を表示せず、連結期中財務諸表を表示する親会社に期中の実績を提出している連結グループに、**YTD法**を適用することが認められています。これにより、2組の会計記録(個別の報告用と連結グループの報告用)を維持する負担を回避できます。
- 企業は、自社がいずれの会計方針を選択した場合にも、自社のシステムで確実に処理できるようにする必要があります。

Q&A



同じ連結グループ内の異なる企業の財務諸表間で異なるアプローチが適用される可能性はありますか？

はい。各企業グループは、グループの実績を報告するための一貫した会計方針を選択する必要があります。ただし、以下のいずれかの理由により、連結グループ内の子会社の財務諸表には異なるアプローチが適用される可能性があります。

- 連結グループ内の企業がIAS第34号に基づいて個別の期中財務諸表を作成していないことにより、その企業は会計方針の選択を利用できない。
- 親会社と子会社が異なる会計方針（YTD法とPTP法）を選択している。
- グループ企業が異なる期間で報告を行っている（例えば、連結グループは四半期ごとに報告を行っているが、子会社は半期ごとにしかIAS第34号に基づく期中財務諸表を表示していない）。



アプローチが異なると、個別及び連結グループの報告用に異なる帳簿を維持することにより、実務上の負担が増す可能性があります。

これにより、コストと複雑さが著しく増大し、追加のデータを取得して維持し、それぞれのベースで実績を説明するために、新しいプロセスへの投資が必要になる可能性があります。



一方のアプローチがもう一方のアプローチよりも労力を伴うことはありますか？

必ずしもそうではありませんが、状況によっては新たな開示が要求されることがあります。



YTD法の場合、過去の期中報告期間で行った見積りの取扱いを更新する必要がありますが、その更新は自動化することができます。いずれの方法も各期中報告期間に見積りを行う必要がありますが、見積りの変更の取扱いは異なります。PTP法に基づく実績の報告は個別の期中報告期間ごとに決定されますが、YTD法に基づく実績の報告は累計ベースで決定されます。

Q&A (続き)



追加の開示を提供する必要がありますか？

場合によります。 企業がYTD法またはPTP法のいずれを適用しているかにかかわらず、重要な見積りの変更の場合には、IAS第34号に基づく特定の開示要件が適用されます。



重要な見積りの変更がある場合には、企業は期中財務諸表または年次財務諸表においてその見積りの変更の内容及び金額を開示する必要があります^(a)。これは、会計方針の選択 (PTP法かYTD法か) にかかわらず適用されます。

IFRS第17号で会計処理された他の重要な事象または取引がある場合には、IAS第34号に基づき追加の開示が要求されることがあります。



移行時に利用できるオプションはありますか？

場合によります。 完全遡及アプローチ (FRA) は、実務上不可能でない限り、要求されます。修正遡及アプローチ (MRA) を適用し、PTP法を選択している企業は、移行時に救済措置を利用できます。

その結果、企業は、移行日前に期中財務諸表を作成していなかったかのように、移行日現在のCSM、損失要素、保険金融収益または費用に関する金額を算定することができます。

YTD法の場合、移行時の実績の報告は期中報告の頻度の影響を受けないため、このような救済措置は適用されません。



PTP法を適用している企業は、再計算が必要な情報と過去の期中報告日からロールフォワードする金額があることにより、FRAを適用するのに十分なデータを収集することが困難であると考えられます。

注： (a) IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第39項と、IAS第34号第16A(d)項及び第26項に規定されている。

Q&A (続き)



利害関係者に知らせる必要がありますか？

場合によります。 財務実績への潜在的な影響に重要性がある場合には、利害関係者にその影響についての説明をし、(企業にとって重要であれば) 財務諸表にその会計方針の選択についての開示をする必要があります。これには、選択したアプローチの仕組みを完全に理解する必要があります。



保険契約のグループ分けを考慮するべきでしょうか？

はい。 企業は、契約グループの契約期間を1年未満とすることが認められています。

期中財務報告の作成者にとって、これは、この会計方針の選択の実務を簡素化するために、自らのコホートを期中報告期間に合わせることができることを意味します。



この会計方針の選択を行う際に、他に考慮すべき事項はありますか？

はい。 異なる会計方針の選択を適用すれば、異なる結果につながります。例えば、貨幣の時間価値を反映するために当初認識時に決定する割引率、保険収益及び保険サービス費用の認識が、他に考慮すべき事項となります。



YTD法、一部の期中財務報告の財務実績の説明には困難を伴う可能性があります。なぜなら、企業はその実績を累計ベースで再計算する必要があるからです。期中報告期間に提供したサービスに関連するCSMの解放と、過去の期中報告期間に行った会計上の見積りの取扱いの変更を反映するための調整との間の差異を識別するために、より多くの労力が必要となる場合があります。



当初測定及び事後測定の目的で決定される保険契約グループは、最長1年間は自由に設定することができます。

コホートを期中報告期間に合わせることは、実務上容易です。ただし、コホートが縮小すれば、事後に不利となるリスクが高まり、システム上計算が増える可能性があります。



貸借対照表及び損益計算書の各項目への影響、及び識別された差異についての潜在的な実務上の影響を十分に評価することが重要です。

次のステップ

会計方針の選択

会計方針の選択は、以下について著しい影響を及ぼす可能性があります。

- システム設計、プロセス及び統制
- 利害関係者への実績の説明方法

今すぐ計画を

事前に計画することで、適切な会計方針の選択とその実務上の影響を慎重に分析する時間を確保できます。また、必要な作業をより長い期間をかけて分散することで、内部リソースを有効活用できます。

完了のための主な行動

YTD法及びPTP法の潜在的な財務上の影響を**十分に理解**します。

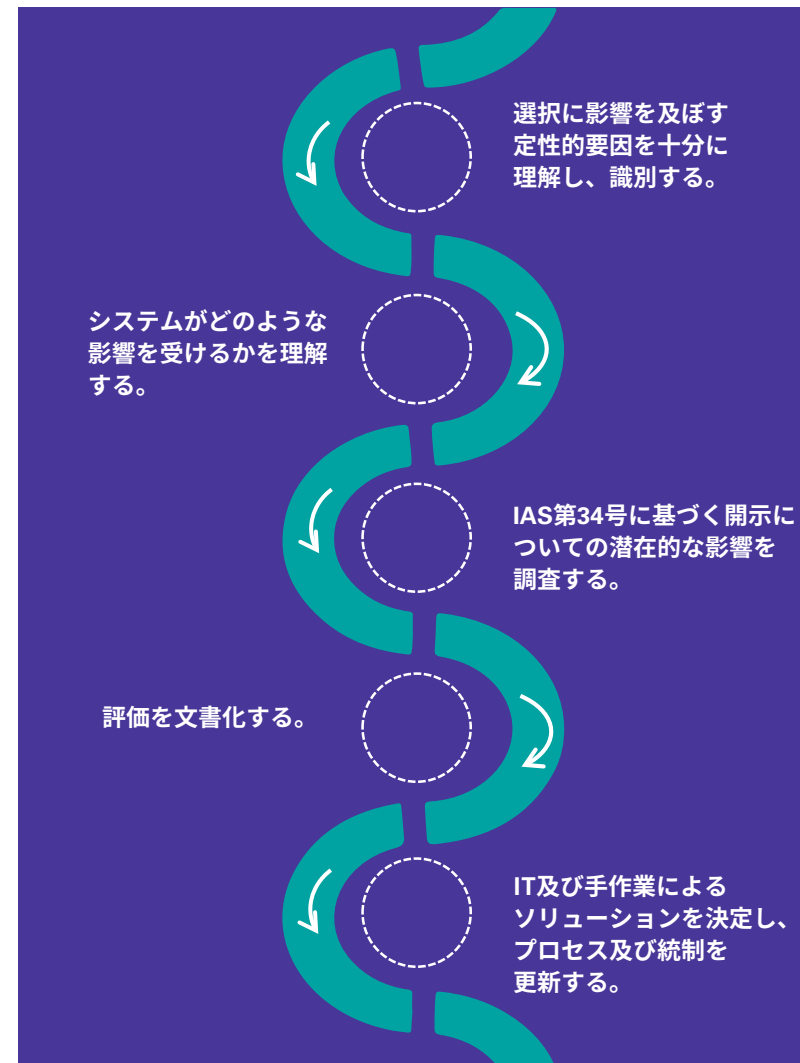
選択に影響を及ぼす可能性のある**定性的要因を識別**します。重要性の高い要因と低い要因を理解するために、主要な利害関係者の関与が必要な場合があります。

システム・ソリューション（特に、CSMエンジン）の設計及び柔軟性についての**影響を理解**します。

IFRS第17号（場合によっては、IFRS第9号「金融商品」）を反映した最初の期中財務報告及びIAS第34号に基づく追加開示の可能性についての**影響を調査**します。

評価及び計算を**文書化**します。

必要なデータの網羅性及び正確性を確保するために、**IT及び手作業によるソリューションを決定し、プロセス及び統制を更新**します。





Joachim Kölschbach

Global IFRS Insurance Contracts
Leader and Partner
KPMG in Germany
jkoelschbach@kpmg.com



Mary H. Trussell

Global Insurance Accounting
Change Lead
KPMG
mary.trussell@kpmg.co.uk



Bob Owel

Director
KPMG IFRG Limited
bob.owel@kpmgifrg.com

KPMG及びIFRS第17号について

KPMGでは、IFRS第17号の導入に向けて、トップダウンでビジネスに焦点を当てたアプローチを採用し、クライアントが自信をもって確実に目標に向かって前進できるように支援しています。このアプローチは、以下のようなKPMGプロフェッショナルの知識に基づいて、クライアントにとって重要な課題への対応を支援するようにカスタマイズされています。

- ボトムアップではなくトップダウンで開始するギャップ分析による仮説主導のアプローチ。これにより、デザインの意思決定を早めることができ、リソースに対する需要が軽減されます。
- IFRS第17号及びIFRS第9号に関する主要な保険者への助言を通じて得られる市場に関する深い洞察。この業務からの経験は、新しい規定の複雑な領域における考察を促すのに役立ちます。
- 万能のソリューションは存在しないことへの理解。クライアントにとって重要な課題を明確に伝えることが可能です。
- 独自のツールとアクセラレータの活用によるクライアントの影響評価。クライアントのニーズや要望（早期の成功、コスト削減、効率的な財務報告及び規制報告、チームワークの改善等）に合わせて、アプローチをカスタマイズできます。

KPMGは、クライアントが新しい業務の方法を提示するための健全な専門知識の基盤を得られるように、知見を提供し、当初からクライアントの構成員への知識の伝達を積極的に推進します。

KPMGがIFRS第17号プロジェクトの価値を引き出すためにどのように役立つかについては、KPMGまでお問い合わせいただくか、home.kpmg/ifrs17をご覧ください。



home.kpmg/ifrs

Publication name: *Interim Reporting choices under IFRS 17*

Publication number: 137597

Publication date: April 2021

© 2021 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

本冊子は、KPMGインターナショナルが2021年4月に発行した「Interim reporting choices under IFRS 17」をKPMGインターナショナルの許可を得て翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

KPMGは、グローバル組織、またはKPMG International Limited (「KPMGインターナショナル」)の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが別個の法人です。KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社 (private English company limited by guarantee) です。KPMG International Limitedおよびその関連事業体は、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。KPMGの組織体制の詳細については、home.kpmg/governanceをご覧ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limitedおよびあずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。それは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよびあずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。